

令和2年度5月1日

# 令和元年度 自己点検・評価報告書

至誠館大学

## 目 次

- I. 自己点検・評価の方針 . . . 1
  
- II. 自己点検・評価報告 . . . 1
  - 1. 教育活動に関する点検 . . . 1
  - 2. 入学者選抜関係に関する点検 . . . 8
  - 3. 図書館に関する点検 . . . 10
  - 4. 学生生活に関する点検 . . . 11
  - 5. 管理・運営に関する点検 . . . 13
  - 6. 事務組織に関する点検 . . . 16
  - 7. 財政・施設等に関する点検 . . . 16

## I 自己点検・評価の方針

至誠館大学(以下、本学)では、大学の自己点検・評価のため、(1)教育活動に関する点検、(2)入学者選抜に関する点検、(3)図書館点検、(4)学生生活に関する点検、(5)管理・運営に関する点検、(6)事務組織に関する点検、(7)財政・施設等に関する点検を行うための委員会を設置している。なお、7項目の点検・評価は画一的に毎年実施するのではなく、項目ごとの現況・計画に合わせて実施する。

なお、学校法人萩学園は、平成24年6月に2度目の民事再生を申請し、翌年5月、学校法人菅原学園による支援が開始された。その際、新たに就任した菅原一博理事長より、大学存続のための支援表明がなされた。平成26年度より、大学名称及び法人名称をそれぞれ至誠館大学と学校法人萩至誠館に変更し、大学の基本理念となる「至誠通天」の気概をもって全学を挙げて教育研究に当たることを改めて表明した。

さらに、懸案事項であった経営基盤の強化に向け、学校法人菅原学園と学校法人を合併し、平成31年4月1日より、「学校法人菅原学園 至誠館大学」として、新たなスタートを切ることとなった。

## II 自己点検・評価報告

### 1. 教育活動に関する点検

教育活動に関する点検項目は以下の通りである。

自己点検・評価項目
1－(1) 建学の理念・目的及び教育方針
1－(2) 理念・目的と教育研究上の組織
1－(3) 学部、学科の規模、内容、教員組織、施設・設備等の現状及び将来計画
1－(4) 教員の研究機能の発揮に対する組織的対応
1－(5) 教育課程の編成、授業科目の開設と専門教育的授業科目・教養教育的授業科目との関連及び体系性
1－(6) 授業科目の必修科目、選択科目、自由科目としての位置付けと教育課程の目的と体系性に関すること。(全授業科目の中で必修科目の占める割合。選択科目等の開設と学生の主体的学習の機会の保障。)
1－(7) 外国語、保健体育、情報処理に関する教育等の配慮
1－(8) 実験・実習を伴う授業科目の配慮
1－(9) 教育課程の体系性を考慮した授業科目の各学年への配当
1－(10) 単位制度の実質化のための措置
1－(11) 他大学との単位互換制度の配慮
1－(12) 担当教員の専門的知見による授業科目の内容の自主的決定
1－(13) 公表される授業内容の具体性、授業計画(シラバス)の作成、掲示
1－(14) 授業科目の内容と担当教員の専門分野との関係

1 - (15) 教員の授業担当時間数に関する適切な配慮
1 - (16) 授業の開始終了時刻、一授業単位の時間的長さ、一週間の授業日数、休暇期間、試験期間、休講を補うための時間の確保等の適切な配慮
1 - (17) 授業科目開設の方法の適切性（通年制、学期制、半期開講、複数回成績評価、短期集中型開講方式等）
1 - (18) 授業科目の性格と内容、学生の能力を考慮した授業の規模・形態の適切性（多人数大教室形式、少人数教育や双方向的授業形式）
1 - (19) 教員による教育方法の自己点検、向上のための努力を促進するための措置（ファカルティ・ディベロップメント）
1 - (20) 授業方法改善のために必要な機器等の整備
1 - (21) 編入学、昼夜開講制、科目等履修制度等、リカレント教育とその趣旨に応じた教育課程
1 - (22) 留学生の日本語能力の増進、その他教育上の措置
1 - (23) 教員の採用・昇格の基準・手続きとの関連とその内容の公正性、合理性等
1 - (24) 学部・学科等の教育課程上必要な専任教員数の充足及び配置の適切性
1 - (25) 実験・実習科目等への教育補助員の配置
1 - (26) 教員の年齢構成、教員人事に関する将来計画及びその実施
1 - (27) 教育研究活動等に対する教員による自己点検・評価の慣行の確立
1 - (28) 研究費等学内研究助成金制度の整備、研究時間確保の配慮
1 - (29) 研究図書、教員研究室を含む研究用施設・設備の整備充実
1 - (30) 学部・学科の紀要等の発行
1 - (31) 専任教員に対する兼職に関する基準の設定

1 - (1) 建学の理念・目的及び教育方針
1 - (2) 理念・目的と教育研究上の組織

本学は、吉田松陰先生の座右の銘である「至誠」をキーワードとして建学の理念を設定し、社会に貢献できる人材の育成を掲げてきた。それはこれまでの大学の基本理念「至誠通天の心を持って、人類の平和とこころ豊かな社会に貢献できる人材の育成」で示され、「社会福祉の増進」と「地域貢献」を使命としている。

本学は、吉田松陰先生が松下村塾を主宰し、「至誠」の全人的な教育を実践した萩の地に立地している。約10万㎡のキャンパスは、優れた景観に恵まれ、学生の情操を豊かに育んでいる。また、ユネスコ世界文化遺産をはじめとする多くの文化遺産、日本ジオパーク認定地である笠山や沖合の6島等の多彩な自然に囲まれており、特色ある地域学習・野外学習が実施できる。こうした環境を、学生たちは課外活動等でも積極的に活用している。

美しい校舎群は、市街地を見晴らせる郊外の高台にあり、学生が学業に専念できる。

教育研究の拠点となるべき教員研究室は広く開放的で、オフィスアワーや卒業研究指導等で学生が自由に集まり、教員と学生の垣根を越えた人間交流を深めている。また、隣接してゼミ室が設けられており、通常のゼミに加えて、試験対策(社会福祉士国家試験対策)

や自主ゼミ、留学生交流等にも利用されている。恵まれた環境の中で展開する小規模大学ならではの、こうした教員と学生とが切磋琢磨して互いに志を高め、世界に通用する人材を育成すること。これこそが、本学が目指す「現代の松下村塾」である。

本学では、学則及び学部規則に謳う目的を達成するために、3 専攻において、それぞれ「教育目的」を下記のように定めている。なお、昨年度に建学の理念等を再検討したことにとともに、各専攻の教育目的も再編している。

・「子ども生活学専攻」の教育目的

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、幼児・児童の虐待、家庭内暴力、いじめ、不登校、自殺、貧困など、さまざまな問題が発生しています。21 世紀はこうした現代社会がかかえる多くの諸問題に対し、豊かな人間性と高い資質を兼ね備え、意欲と指導力をもって対処できる人材が期待されます。

子ども生活学専攻では、複雑な現代社会の中に育つ子どもたちの幸せを支援するため、子どもの発育・発達や保育に関する幅広い知識と技術を身につけ、地域において子育て支援の役割を果たせる人材の育成をめざします。

・「スポーツ健康福祉専攻」の教育目的

わが国では健康を推進し、病気、特に生活習慣病予防をする目的で、「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が発足しました。今後、我が国においてはそれぞれが健康で長寿であることが重要です。

スポーツ健康福祉専攻では、そのためのスポーツの意義や方法を考え、各ライフステージにおける一人ひとりの状況・能力に見合ったスポーツを指導しうる人材の育成をめざします。特に、健康に関する予防、治療、維持について知識の高いスポーツリーダーや中学校あるいは高等学校の保健体育教諭としての活躍が期待できます。

・「ビジネス文化専攻」の教育目的

グローバル化を目指す現代ビジネスシーンにおいて、文化的要素を無視しては、今日のビジネスは成り立ちません。

ビジネス文化専攻では、現代のグローバルビジネスを縦断的且つ横断的に理解し、そこで生起する多種多様な問題の解決を通して、幸福な社会（＝福祉社会）の実現に貢献する能力の涵養を目指して、ビジネスの基礎知識とビジネスの関わる文化について広く学びます。ビジネス現場では即戦力として活躍するための実践的マネジメント能力や語学力を持った人材の育成をめざします。銀行等金融関係、公務員、海外進出企業、貿易商社などでの活躍が期待できます。

1－（3）学部、学科の規模、内容、教員組織、施設・設備等の現状及び将来計画

本学では、建学の理念及び大学の基本理念に基づき使命・目的を定め、その実現のために、毎年度「経営改善計画（5 ヵ年）」及び単年度「事業計画」を理事会・評議員会が審議し、決定している。計画の遂行については、経営戦略会議、運営会議が経営、教育・研究

の重要事項に関する調査、協議を実施するとともに、「自己点検・評価規程」の定める自己点検・評価運営委員会が計画に基づいた行動がなされているかの検証を行うことで、使命・目的の実現に向けての継続的努力を図っている。

さらに、平成 30 年度に「至誠館大学中期計画」を策定した。平成 30 年度・31 年度（令和元年度）を整備期、平成 32 年度～34 年（令和 2 年度～4 年度）を発展期、平成 35 年度～37 年（令和 5 年度～7 年度）を充実期とし、平成 30 年からの 8 ヶ年の目標を定め、何をすべきかを明示している。「至誠館大学中期計画」は部門ごとに計画の進捗状況を確認し、計画の改善・是正に繋げている。

1 - (4) 教員の研究機能の発揮に対する組織的対応

萩本校キャンパスにおいて、「萩文化スポーツセンター」を設置しており、「地域スポーツ研究所」および「地域文化研究所」において、教員の研究機能を発揮する場となっている。

1 - (5) 教育課程の編成、授業科目の開設と専門教育的授業科目・教養教育的授業科目との関連及び体系性

次年度以降に点検・評価を行う。

1 - (6) 授業科目の必修科目、選択科目、自由科目としての位置付けと教育課程の目的と体系性に関すること。（全授業科目の中で必修科目の占める割合。選択科目等の開設と学生の主体的学習の機会の保障。）

平成 29 年 12 月、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟による「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」の認定を受け、今年度から本学の社会福祉士養成課程に「スクールソーシャルワーク教育課程」を設置した。平成 30 年には、教職課程の再課程認定の審査に伴い、幼稚園教諭第一種免許状および中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）にかかわる科目の整備、再編を実施した。

1 - (7) 外国語、保健体育、情報処理に関する教育等の配慮

次年度以降に点検・評価を行う。

1 - (8) 実験・実習を伴う授業科目の配慮

キャップ制の導入に伴い、保育士資格と社会福祉士資格のダブルライセンスをめざす学生の履修登録に課題があることが指摘され、平成 31 年度入学生より、保育士と社会福祉士関連の科目について、「実習」と「実習指導」の単位を卒業要件としないことが決定された。

1 - (9) 教育課程の体系性を考慮した授業科目の各学年への配当

次年度以降に点検・評価を行う。

1－(10) 単位制度の実質化のための措置

平成 28 年度より単位制度の実質化のためキャップ制を取り入れ、1 年次から 3 年次までは年間 45 単位、4 年次は年間 55 単位と単位登録を制限している。令和元年度はキャップ制度が導入された学生の卒業年次であり、キャップ制に関連した問題はなかった。

平成 31 年度、GPA を導入した。平成 30 年度に GPA に関わる各種規程を決定した。また、GPA の活用方法として、成績優秀者にはキャップ制の上限を引き上げる優遇措置を設け、GPA が 1.00 未満が連続した学生には自主退学勧告を行うことで調整された。

1－(11) 他大学との単位互換制度の配慮

現在、本学は他大学との単位互換制度を導入していない。その必要性に関する議論も含めて次年度以降に点検・評価を行う。

1－(12) 担当教員の専門的知見による授業科目の内容の自主的決定

本学で教員は原則、「子ども生活学」「スポーツ健康福祉」「ビジネス文化」の各専攻に教員は配置され、専門的知見による授業科目の内容の自主的決定をすることができる。

1－(13) 公表される授業内容の具体性、授業計画（シラバス）の作成、掲示

平成 28 年度より教務委員会でシラバスの作成マニュアルを作成し、毎年全教員に「シラバスの手引き」が配付され作成における具体的な指示を行っている。

1－(14) 授業科目の内容と担当教員の専門分野との関係

本学で教員は原則、「子ども生活学」「スポーツ健康福祉」「ビジネス文化」の各専攻に教員は配置され、授業科目の内容と担当教員の専門分野との関係が考慮されている。

1－(15) 教員の授業担当時間数に関する適切な配慮

教員の授業担当時間数については、毎年、各専攻において配慮が行われている。

1－(16) 授業の開始終了時刻、一授業単位の時間的長さ、一週間の授業日数、休暇期間、試験期間、休講を補うための時間の確保等の適切な配慮

次年度以降に点検・評価を行う。

1－(17) 授業科目開設の方法の適切性（通年制、学期制、半期開講、複数回成績評価、短期集中型開講方式等）

次年度以降に点検・評価を行う。

1－(18) 授業科目の性格と内容、学生の能力を考慮した授業の規模・形態の適切性（多人数大教室形式、少人数教育や双方向的授業形式）

次年度以降に点検・評価を行う。

1－(19) 教員による教育方法の自己点検、向上のための努力を促進するための措置（ファカルティ・ディベロップメント）

教育職員能力開発（FD・SD）委員会が設置されており、教員のスキルアップのための研修会の機会を設けている。

再建途上である本学を取り巻く厳しい状況は、今後長期間続くことが見込まれることから、全学が一体となって運営に取り組む必要があり、教員と事務職員が協働して迅速かつ効果的な大学改革を行っていく能力が求められる。そのためには、教員及び事務職員双方のスキルアップを支援するための研修等を実施していかなければならない。

職員のスキルアップを図るため、SDに係る研修等を組織的、計画的に実施している（表1-19-1）。

表 1-19-1 平成元年度における主な研修実施例

平成 31 年 4 月 17 日	至誠館大学 FD・SD 研修会 経営戦略及び中期計画等の今後の方針について
令和元年 8 月 28 日	至誠館大学 FD・SD 研修会 入学から卒業に向けての支援―特に在学の間への支援―
令和元年 9 月 2 日	至誠館大学 FD・SD 研修会 ICT 化の充実について
令和 2 年 2 月 26 日	至誠館大学 FD・SD 研修会 アクティブ・ラーニング型授業の設計と学習評価

1－(20) 授業方法改善のために必要な機器等の整備

平成 30 年度より教務システムおよび大学ポータルサイトを導入することにより、課題提出や授業の情報提供をスムーズに実施できるようになった。また、大学職員は、学生全体を対象として学生情報をポータルサイトから閲覧および職員がもつ情報をメモとしてデータ登録することができる。このような双方向の情報提供及び共有によって、欠席が目立つ学生への対応や学生生活に困難を抱えていると思われる学生への生活指導等に活用している。

1－(21) 編入学、昼夜開講制、科目等履修制度等、リカレント教育とその趣旨に応じた教育課程

次年度以降に点検・評価を行う。

1－(22) 留学生の日本語能力の増進、その他教育上の措置



東京サテライト教室は、第1教室(墨田教室)を平成20年4月に、第2教室(浅草教室)を平成22年4月に設置した。平成20年4月の設置以来、ほぼ毎年予想を上回る私費外国人留学生の志願者が集まっており、手厚い日本語教育を推進している。その一方で施設面での制約があり、平成27年には東京サテライト教室の田原町第2教室を閉鎖し、専門学校デジタルアーツ東京校(設置者は学校法人菅原学園)の校舎の一部に移転し、学習環境を整えた。なお、東京サテライト教室の速やかなキャンパス化に向け、平成30年1月に豊島区池袋1丁目イマビルに移転を完了し、令和2年4月に東京キャンパス化が完了することとなっている。

1-(23) 教員の採用・昇格の基準・手続きとの関連とその内容の公正性、合理性等  
次年度以降に点検・評価を行う。

1-(24) 学部・学科等の教育課程上必要な専任教員数の充足及び配置の適切性

授業を受ける学生数の管理については、各学期はじめの履修指導において履修科目を十分に吟味させ、かつ安易な履修を戒めるために履修制限の説明を徹底している。また、授業時においては出欠管理を厳密に行い、授業を行う際の学生数を常に適切に管理している。

しかし、萩本校と東京サテライト教室のST比(学生数/専任教員数)は、それぞれ9.5及び49.5と大きく乖離している(表1-24-1、表1-24-2)。このため、萩本校では専任教員が可能な限り授業を担当し、東京サテライト教室では非常勤講師を増やすことで授業を行う学生数の適正化に努めている。

表1-24-1 修学地別学生数(カッコは女子学生数) 令和元年5月1日現在

修学地名	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	合計
萩	71(20)	61(15)	19(7)	20(5)	171(47)名
東京	169(68)	169(64)	195(76)	160(43)	693(251)名
合計	240(88)	230(79)	214(83)	180(48)	864(298)名

表1-24-2 修学地別教員数 令和元年5月1日現在

修学地名	専任教員数	非常勤講師数	合計
萩	18名	28名	46名
東京	14名	22名	36名
合計	32名	50名	82名

1-(25) 実験・実習科目等への教育補助員の配置

次年度以降に点検・評価を行う。

1-(26) 教員の年齢構成、教員人事に関する将来計画及びその実施

次年度以降に点検・評価を行う。

1-(27) 教育研究活動等に対する教員による自己点検・評価の慣行の確立

平成 29 年度末より、専任教員に「教育研究活動報告書」を年度末に、「教育研究計画書」を年度始めに提出するよう義務づけている。

1 - (28) 研究費等学内研究助成金制度の整備、研究時間確保の配慮

次年度以降に点検・評価を行う。

1 - (29) 研究図書、教員研究室を含む研究用施設・設備の整備充実

次年度以降に点検・評価を行う。

1 - (30) 学部・学科の紀要等の発行

「至誠館大学研究紀要」が年 1 回発行されており、その編集方針等については図書委員会で議論を行っている。

1 - (31) 専任教員に対する兼職に関する基準の設定

次年度以降に点検・評価を行う。

## 2. 入学者選抜関係に関する点検

入学者関係の点検項目は以下の通りである。

自己点検・評価項目
2 - (1) 入学者選抜方針、選抜方法
2 - (2) 入学試験の時期の適正化
2 - (3) 一般入試における出題の適切性を確保するための配慮
2 - (4) 大学入試センター試験等の利活用
2 - (5) 受験生に対する大学の情報の提供のあり方
2 - (6) 入学試験に関する諸問題の総合的検討とそれに基づく対処の方法
2 - (7) 帰国子女や留学生を受け入れる場合の受け入れ資格、能力、人数等
2 - (8) 大学内における転学科の取扱
2 - (9) 編入学以外の方法による社会人の受け入れ方法

2 - (1) 入学者選抜方針、選抜方法

本学の入学者選抜については、「至誠館大学入学者選抜規程」に基づき入試委員会が選抜方法、日程等を検討して原案を作成し、学長が教授会の意見を聞き決定している。

入試問題の作成及び試験担当者の配置については、入試委員会において全教員の中から適任者を選任し、入試専門委員会を構成し、全教員の協力の下に行われている。入試問題の検討については、入試専門委員会に各分科会を設け、各分科会には主担当を配置し、入試委員会へ提出前のチェックを行った後に提出することを課している。その後、入試委員会において委員全員で問題の検討やチェックを行い、出題ミスの発生予防に努めている。

本学における1年次生の志願者数、合格者数及び入学者数は、以下の表2-1-1の通りである。

表2-1-1 平成28年～31年度の志願者・合格者・入学者数一覧

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入学定員(A)	240名	240名	240名	240名
志 願 者 数	812名	955名	1,013名	660名
合 格 者 数	333名	334名	342名	260名
入学者数(B)	290名	308名	308名	240名
充足率	120.8%	128.3%	128.3%	100.0%
(B) - (A)	50名	68名	68名	0名

※3年次編入学者数は含まず。

2 - (2) 入学試験の時期の適正化

入学試験の時期は、毎年入試委員会において議論し決定されている。

2 - (3) 一般入試における出題の適切性を確保するための配慮

入試委員会において作問内容の確認を行っている。

2 - (4) 大学入試センター試験等の利活用

次年度以降に点検・評価を行う。

2 - (5) 受験生に対する大学の情報の提供のあり方

受験生に対する大学の情報は、ホームページや大学案内等を通して適切に提供されている。

2 - (6) 入学試験に関する諸問題の総合的検討とそれに基づく対処の方法

次年度以降に点検・評価を行う。

2 - (7) 帰国子女や留学生を受け入れる場合の受け入れ資格、能力、人数等

次年度以降に点検・評価を行う。

2 - (8) 大学内における転学科の取扱

本学は一学部一学科であるが、3つの専攻内で転専攻を行う場合がある。この取り扱いについては、現在議論の対象とはなっていない。

2 - (9) 編入学以外の方法による社会人の受け入れ方法

次年度以降に点検・評価を行う。

**3. 図書館に関する点検**

図書館に関する点検項目は以下の通りである。なお、図書館に関する点検はすべて次年度以降に実施する。

自己点検・評価項目
3 - (1) 図書館資料の構成（種類、冊数等）と大学・学部などの理念・目的と学部・学科等の教育課程との関連
3 - (2) 附属図書館を中心にした図書館資料の体系的収集、維持
3 - (3) 図書館資料の収集方針の明確化、収集の系統性、組織性及び収集の図書館利用者からの収集に関する要求への対応
3 - (4) 図書館への専門職員の配置
3 - (5) 図書館資料の整理業務の能率化・標準化、情報システムの整備
3 - (6) 図書館利用方法についての情報提供、閲覧、貸出業務、参考調査業務等の役務の提供
3 - (7) 図書館資料の保存のための特別な配慮
3 - (8) 図書館施設の規模、用途別の空間等の状況と図書館機能に対する将来的な要求への配慮、学生用閲覧施設の整備状況
3 - (9) 附属図書館とそれ以外の図書館施設との相互関係
3 - (10) 他大学の附属図書館、国・公立図書館、学術情報センター等との連携、協力

3 - (1) 図書館資料の構成（種類、冊数等）と大学・学部などの理念・目的と学部・学科等の教育課程との関連  
 3 - (2) 附属図書館を中心にした図書館資料の体系的収集、維持  
 3 - (3) 図書館資料の収集方針の明確化、収集の系統性、組織性及び収集の図書館利用者からの収集に関する要求への対応

図書館の資料は年2回各教員に推薦図書を購入希望を取っており、また、各専攻で定期購読雑誌の希望を取っており、学部学科における教育課程の内容との関連は確保されている。

3 - (4) 図書館への専門職員の配置

本学では図書館への専門職員が配置されている。その増員の必要性や業務改善については次年度以降に点検・評価を行う。

3 - (5) 図書館資料の整理業務の能率化・標準化、情報システムの整備

次年度以降に点検・評価を行う。

3－（6）図書館利用方法についての情報提供、閲覧、貸出業務、参考調査業務等の役務の提供

図書館の利用方法については、1年生の「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」等を通して学生に実践を通して提供されている。また、ホームページにも利用方法が掲載されている。

3－（7）図書館資料の保存のための特別な配慮

次年度以降に点検・評価を行う。

3－（8）図書館施設の規模、用途別の空間等の状況と図書館機能に対する将来的な要求への配慮、学生用閲覧施設の整備状況

次年度以降に点検・評価を行う。

3－（9）附属図書館とそれ以外の図書館施設との相互関係

次年度以降に点検・評価を行う。

3－（10）他大学の附属図書館、国・公立図書館、学術情報センター等との連携、協力

次年度以降に点検・評価を行う。

#### 4. 学生生活に関する点検

学生生活に関する点検項目は以下の通りである。

自己点検・評価項目
4－（1）教育課程による教育以外に大学が学生に提供する各種の配慮
4－（2）学生が種々の配慮を受けるために必要とする事務手続きに関する情報の提供
4－（3）各種奨学金制度の整備
4－（4）アルバイトの紹介、下宿等の紹介
4－（5）学生に対する生活指導、健康・保健衛生相談、精神衛生の保持のための相談指導機会の供与
4－（6）保健サービスやこのための医務室、診療施設の整備
4－（7）保健サービス、精神衛生の保持のための相談指導のための専門的教職員の配置及びこれらのサービス提供、指導の形態（個性に応じた方法の採用）
4－（8）学生食堂の整備及びトレーニング施設等のスポーツ施設の整備
4－（9）自主的学習や研修を促進するための各種の厚生・研修施設等の整備
4－（10）学生の課外活動に関する大学の助言、指導
4－（11）課外の体育活動に対する大学の積極的支援と体育施設の利用調整
4－（12）学生生活への配慮を組織的に検討する組織としての学生部の機能の見直しとこれに対する専任教職員の配置
4－（13）留学生に対する指導助言サービス体制

4－（14）就職指導のための特別部局の整備とこれに対する教職員の配置、学生に対する適切な情報提供及び教員の関心の喚起

4－（1）教育課程による教育以外に大学が学生に提供する各種の配慮

教育課程外では、進路支援委員会、学務課、指導担当教員が進路に関する情報を共有し、学生の進路決定に至るまでサポートしている。とくに本学では、専攻における専門の獲得とは別に社会福祉士の養成を行っており、社会福祉士受験対策講座を3年次頃から開催している。

4－（2）学生が種々の配慮を受けるために必要とする事務手続きに関する情報の提供

学生が種々の配慮を受けるために必要とする事務手続きに関する情報は、学内掲示板や学生便覧から得ることができる。平成30年度より、教務システムを導入し、WEB上での情報提供ができるようになった。

4－（3）各種奨学金制度の整備

本学では、社会的に弱い立場にある者たちへの支援として、入学選抜試験の結果、人物及び成績等（クラブ活動実績等を含む）が優秀である者や児童養護施設等出身者、私費外国人留学生のための奨学制度を設けている。

4－（4）アルバイトの紹介、下宿等の紹介

平成28年度より、在学生のキャリア教育に加えて自校愛を涵養し、修学意欲及び学生生活の向上を図る目的で「学生雇用制度」を導入している。また、本学敷地内に学生寮が設置されており、県外・市外からの入学者も安心して生活することができる。

4－（5）学生に対する生活指導、健康・保健衛生相談、精神衛生の保持のための相談指導機会の供与

本学では1年次から「指導担当教員」が各学生に配置され学生の相談に応えるほか、職員の学務課でも相談を受け付けている。また、学生相談室が設置され、学生の幅広い悩みに対応している。

4－（6）保健サービスやこのための医務室、診療施設の整備

次年度以降に点検・評価を行う。

4－（7）保健サービス、精神衛生の保持のための相談指導のための専門的教職員の配置及びこれらのサービス提供、指導の形態（個性に応じた方法の採用）

次年度以降に点検・評価を行う。

4－（8）学生食堂の整備及びトレーニング施設等のスポーツ施設の整備

次年度以降に点検・評価を行う。

4－（9）自主的学習や研修を促進するための各種の厚生・研修施設等の整備

次年度以降に点検・評価を行う。

4－（10）学生の課外活動に関する大学の助言、指導

次年度以降に点検・評価を行う。

4－（11）課外の体育活動に対する大学の積極的支援と体育施設の利用調整

次年度以降に点検を行う。

4－（12）学生生活への配慮を組織的に検討する組織としての学生部の機能の見直しとこれに対する専任教職員の配置

次年度以降に点検・評価を行う。

4－（13）留学生に対する指導助言サービス体制

萩本校キャンパスにおいては、外国人留学生が希望する場合に日本での生活習慣・文化理解の支援を目的とした学生チューター制度を活用している。まだ日本に不慣れな外国人留学生に対して、日本人学生がチューターとして学修及び大学生活をサポートすることで、履修登録に始まり、授業や各種大学の行事等、大学生活において、不利益を被ることの無いよう支援している。

4－（14）就職指導のための特別部局の整備とこれに対する教職員の配置、学生に対する適切な情報提供及び教員の関心の喚起

本学では、専攻における専門の獲得とは別に社会福祉士の養成を行っており、社会福祉士受験対策講座を3年次頃から開催している。

令和30年度は公務員受験対策講座として、菅原学園の系列専門学校と連携して公務員対策の専門家及び東京キャンパス所属で公務員対策に詳しい教員を招き特別講義を開催し、公務員試験の動機付けを高めたり受験勉強の指導を行った。

また、学生のジェネリックスキルを高める目的から、平成31年度4月にPROGテストを導入し、1年次および3年次の学生に対して実施した。

## 5. 管理・運営点検委員会

管理・運営に関する点検項目は以下の通りである。

自己点検・評価項目

5－（1）大学の管理・運営機構及びその運営

5－（2）理事会（評議員会）と本学との間の意見調整、合意形成

5－（3）学長の選出と任期の定め、選出基準の設定、教員の本質的関与

5 - (4) 教授会の権限（任用候補者の選考を含む教員の人事、学生の入・退学、教育課程に関する事項等、管理運営に関する重要事項に関する審議）の明文化
5 - (5) 教授会運営の適切性と定期的開催
5 - (6) 教授会に設けられる委員会の組織、運営の適切性
5 - (7) 教育課程の編成運営に具体化すべき大学の理念・目的に関する設置者と教授会との間の相互理解と合意の形成
5 - (8) 学長、教授会、各種委員会等相互の役割・権限のあり方と審議事項の適切性
5 - (9) 学外の意志を教育研究に反映させるためのしくみ
5 - (10) 学内諸規程の整備
5 - (11) 各種委員会の整備、統廃合

#### 5 - (1) 大学の管理・運営機構及びその運営

平成 27 年度からは学校教育法の一部改正に基づいた教授会規則の改正を行い教授会の役割を明確化するとともに、学長・学部長を中心に学内の責任者によって部長等会議が設置・運営されており、学長の権限と責任の一体化を目的にガバナンスの確立を図っている。

#### 5 - (2) 理事会（評議員会）と本学との間の意見調整、合意形成

本学では、建学の理念及び大学の基本理念に基づき使命・目的を定め、その実現のために「経営改善計画（5ヵ年）」を策定するとともに、「平成29(2017)年度事業計画書」を作成し、大学HPに公開している。毎年度「経営改善計画（5ヵ年）」及び単年度「事業計画」は理事会・評議員会が審議し、決定している。計画の遂行については、経営戦略会議、部長等会議が経営、教育・研究の重要事項に関する調査、協議を実施するとともに、「自己点検・評価規程」の定める自己点検・評価運営委員会が計画に基づいた行動がなされているかの検証を行うことで、使命・目的の実現に向けての継続的努力を図っている。

#### 5 - (3) 学長の選出と任期の定め、選出基準の設定、教員の本質的関与

学長の選考方法は、学校法人菅原学園至誠館大学学長選考規程により、学長候補者選考委員会（委員 7 名）が複数の候補者を選考し、理事長に推薦、理事会が議決後、理事長が任命する方法で行われる。学長の任期は 4 年と定められている。

#### 5 - (4) 教授会の権限（任用候補者の選考を含む教員の人事、学生の入・退学、教育課程に関する事項等、管理運営に関する重要事項に関する審議）の明文化

1 学部 1 学科である本学では、教授会規則に則り教学に関する重要事項は教授会において審議、決定・決議される。本教授会には、学長も出席し、教授会において交わされた議論は理事会の承認を得て、学長の決定に資することが出来る。

#### 5 - (5) 教授会運営の適切性と定期的開催

教授会は月 1 回定期的に開催されるほか、入学試験にかかわる場合等には臨時で開催されて



いる。

5－（6）教授会に設けられる委員会の組織、運営の適切性

5－（7）教育課程の編成運営に具体化すべき大学の理念・目的に関する設置者と教授会との間の相互理解と合意の形成

5－（8）学長、教授会、各種委員会等相互の役割・権限のあり方と審議事項の適切性

本学では、図書委員会、教務委員会、学生委員会、進路支援委員会、国際交流委員会、教育職員能力開発（FD・SD）委員会、福祉実習委員会、広報委員会、教職課程委員会、教職課程運営委員会、学生寮管理運営委員会、入試委員会が設置され、適切に運営されている。

本学の学長は、本学において、大学の意思決定と業務執行において強いリーダーシップを発揮し、大学運営を行っている。

本学では、大学の意思決定のために運営会議及び教授会を組織している。学長はこれらの会議にすべて出席し、特に運営会議においては議長として課題・問題点に対する基本方針を示し、構成員の意見を求め議論するとともに、その結果を教授会において自ら説明を行い議論し、強いリーダーシップを発揮するための合意形成を図っている。

学長のリーダーシップ発揮を支える体制として、副学長2人を置き、教育、改革、評価を担当する。副学長については、「副学長の選任に関する規程」に「副学長は、至誠館大学長（以下「学長」という。）を助け、命を受けて校務をつかさどる。」とその職務内容を明記している。また、学長は、自己点検・評価委員会、教職課程委員会及び入試委員会の委員長を務める他、倫理委員会の委員長は学長に任命権があるなど、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

こうした体制の下、学長は大学運営に関する課題・問題等について、運営会議で企画検討、連絡調整を図るとともに、重要事項に該当する場合は、教授会に諮ることで、適切な対応と迅速な処理を行っている。また、各種委員会においても、学長が検討事項、解決に向けた基本方針等を直接指示する形でのリーダーシップを発揮している。

予算面では、学長のリーダーシップが速やかに実行できるよう、学長裁量経費を設け、運用している。平成31年度は5,000,000円が予算化され、学長が全学的視点で進めている教育改革や地域貢献事業等に取り組んでいる。

5－（9）学外の意志を教育研究に反映させるためのしくみ

萩光塩学院高等学校との高大連携の協議を進め、平成30年4月18日（水）、萩光塩学院と地域の子どもの地域で育て、地域で活躍する人材として育てるという理念のもと、相互に連携し、交流を深めることにより教育内容の充実と学生及び生徒の資質の向上を図るための事業に取り組むこととなり、その調印式が至誠館大学にて行われた。

5－（10）学内諸規程の整備

定期的に学内諸規程の点検を行い、必要に応じて規程の改正を実施している。

5 - (11) 各種委員会の整備、統廃合

次年度以降に点検・評価を行う。

**6. 事務組織に関する点検**

事務組織に関する点検項目は以下の通りである。

**自己点検・評価項目**

6 - (1) 大学内における教員の職務と職員の職務の位置づけ

6 - (2) 職員組織のあり方、職務分掌、権限規程等の整備

6 - (1) 大学内における教員の職務と職員の職務の位置づけ

6 - (2) 職員組織のあり方、職務分掌、権限規程等の整備

本学の事務組織は、学校法人菅原学園組織運営規程及び至誠館大学組織規程に定められ、役割と責任が明確にされている。また、事務職員の配置については、必要な人員を適材適所に配置し、本学の使命・目的を達成するための体制ができている。

法人本部は、理事会及び評議員会の開催、法人運営の基本方針の策定、予算・決算等を管轄し、法人本部長が配置され、適切に業務管理を行っている。

大学事務局長は、評議員として評議員会の審議に加わるとともに、理事会に陪席し、その審議結果や報告事項を速やかに大学事務職員全員に伝達するとともに、大学内の業務執行を適切に管理している。

教授会は大学事務局長が構成員となっており、さらに、運営会議、各委員会に事務局長、各部長等が構成員として加わることで、教学に関わる審議事項や情報についても事務職員全員に遅滞なく正確に伝わっている。

運営会議は、学長、副学長、各部長、大学事務局長等で構成され、大学運営に関する重要事項の協議はもとより、諸施策の企画、業務成果の検証等、様々な協議が行われ、情報共有が図られている。

事務局では、事務局長が出席する業務連絡会（朝礼）が毎朝行われ、リアルタイムでの情報共有が図られている。

**7 財政・施設等点検委員会**

財政・施設等に関する点検項目は以下の通りである。

**自己点検・評価項目**

7 - (1) 校地の面積、その整備状況及び施設・設備の活用状況

7 - (2) 教室（講義室、演習室、実験室、実習室、LL教室、情報処理教室等）の種類・総面積、室数、学生一人あたりの面積、教室使用頻度等とこれらの施設の活用のための人的補助体制

7 - (3) 運動場、体育館等スポーツ施設の整備状況

7 - (4) 研究用施設（個人研究室を含む）の整備状況

7-(5) 各施設に備えられるべき設備・機器等の整備状況、使用状況
7-(6) 学生の心身の健康の保持・増進を図るための医務室、診療所、カウンセリング室等の整備
7-(7) 学生自習室の設置、課外活動及び休憩のための空間の確保、学生食堂、学生控室等の整備
7-(8) 障害者に対する施設・設備上の配慮
7-(9) 施設・設備、機器等の整備、管理、運用のための教学の意思を反映した適切な組織的対応
7-(10) 施設・設備の管理責任の明確性
7-(11) 施設・設備の維持・管理・補修に関する計画の決定並びにその実施体制及び実施状況
7-(12) 施設・設備の整備・充実に関する将来計画、更新計画、新規購入計画の検討、決定とその実施
7-(13) 施設の地域住民等への開放
7-(14) 学内交通規制の検討、決定及び実施
7-(15) 予算編成と学部等の教育研究活動計画との関連
7-(16) 本学の主体的な教育研究の改善向上に資することができるような予算執行方法等の改善の検討

7-(1) 校地の面積、その整備状況及び施設・設備の活用状況

本学は、本部のある萩本校と東京サテライト教室を有しており、その校地及び校舎面積は、「表 7-1-1」の通り、大学設置基準を満たしている。

表 7-1-1 本学の校地及び校舎面積（大学設置基準との比較）

校地面積	設置基準上必要校地面積	校舎面積	設置基準上必要校舎面積
1,504,685 m <sup>2</sup>	9,800 m <sup>2</sup>	23,379 m <sup>2</sup>	5,553 m <sup>2</sup>

萩本校及び東京サテライト教室の概要は「表 7-1-2」及び「表 7-1-3」のとおりである。なお、萩本校第2学生寮の改修整備を行い、76名の入居が可能となった。

●萩本校（表 7-1-2）

表 7-1-2 萩本校の施設概要

名称	面積 (m <sup>2</sup> )	主要施設
本館	1,665	1階：事務局、学生ホール、健康相談室、非常勤講師控室
		2階：学長室、理事長室、副理事長室、常務理事室、大会議室、第1、第2、第3応接室
1号館	943	講義室（大、中）、控室（大、中）
2号館	944	講義室（大、中）、控室（大、中）

至誠館大学

3号館	1,501	1階：講義室1・2、控室
		2階：講義室1・2（メディア対応）、控室
情報教育センター	698	1階：音楽室、ピアノ練習室、準備室
		2階：コンピュータ実習室、講義室、準備室
5号館	310	萩スポーツ・文化センター、印刷室
6号館	896	1階：研究室、保育実習室、プレイルーム、行動観察分析室、グループカウンセリング室、面接室
		2階：研究室、図画工作室、調理実習室
7号館	862	1階：研究室、演習室、トレーニング器具室
		2階：研究室、演習室
8号館	862	1階：研究室、演習室、福祉実習準備室、福祉実習室、学生相談室
		2階：研究室、演習室
附属図書館	1,875	1階：ロビー、ブラウジング、開架閲覧室、特別閲覧室、書庫、館長室、事務室
		2階：スタジオ、AV閲覧室、書庫、
交流会館	886	1階：交流ホール、事務室、食堂、喫煙室
		2階：ミーティングルーム
レストハウス	134	化粧室（男女）
体育館	2,945	1階：アリーナ、ロビー、ホール、教員控室、器具室、更衣室、シャワー室、部室、トレーニング室
		2階：ホール、柔道場、リトミック室、用具室、部室
倉庫	347	
第1学生寮	4,939	9階建 145名（ゲストルーム含む）
第2学生寮	1,368	3階建 76名
弓道場	562	射場、的場、看的所、控室
グラウンド	9,691	
夜間野球練習場	1,977	
ゴルフ場	1,377,266	18ホール

●東京サテライト教室

表 7-1-3 東京サテライト教室の施設概要

	面積（㎡）	主要設備
4階	392.15	教室1・2・3・4・5
5階	392.15	合同研究室、学生ホール
6階	392.15	事務室・保健室・図書室・学生相談室・合同研究室
7階	392.15	教室1.2

8階	392.15	教室 1
----	--------	------

7－（2）教室（講義室、演習室、実験室、実習室、LL教室、情報処理教室等）の種類・総面積、室数、学生一人あたりの面積、教室使用頻度等とこれらの施設の活用のための人的補助体制

上述の通り、本学は大学設置基準の求める校地・校舎面積要件と満たすとともに、専任教員数についても大学設置基準第13条の求める専任教員数を満たしている。

7－（3）運動場、体育館等スポーツ施設の整備状況

次年度以降に点検・評価を行う。

7－（4）研究用施設（個人研究室を含む）の整備状況

次年度以降に点検・評価を行う。

7－（5）各施設に備えられるべき設備・機器等の整備状況、使用状況

次年度以降に点検・評価を行う。

7－（6）学生の心身の健康の保持・増進を図るための医務室、診療所、カウンセリング室等の整備

健康相談室が設置されているほか、学生相談室も設置されている。

7－（7）学生自習室の設置、課外活動及び休憩のための空間の確保、学生食堂、学生控室等の整備

次年度以降に点検・評価を行う。

7－（8）障害者に対する施設・設備上の配慮

次年度以降に点検・評価を行う。

7－（9）施設・設備、機器等の整備、管理、運用のための教学の意思を反映した適切な組織的対応

次年度以降に点検・評価を行う。

7－（10）施設・設備の管理責任の明確性

施設・設備の管理責任は明確となっている。

7－（11）施設・設備の維持・管理・補修に関する計画の決定並びにその実施体制及び実施状況

次年度以降に点検・評価を行う。

7－（12）施設・設備の整備・充実に関する将来計画、更新計画、新規購入計画の検討、決定とその実施

次年度以降に点検・評価を行う。

7－（13）施設の地域住民等への開放

大学の施設は地域住民からの依頼に基づいて開放している。

7－（14）学内交通規制の検討、決定及び実施

学内交通規制は、学生委員会を通じて検討、決定、実施がされている。

7－（15）予算編成と学部等の教育研究活動計画との関連

次年度以降に点検・評価を行う。

7－（16）本学の主体的な教育研究の改善向上に資することができるような予算執行方法等の改善の検討

次年度以降に点検・評価を行う。